

# 中小企業者奨学金返済支援制度応援補助金

諏訪市内の企業が持続的に発展し、技術開発や異業種との連携など将来にわたってイノベーションを起こしていくためには、次世代を担う人材が必要です。奨学金返済に対する支援をすることで、従業員の経済的、心理的負担を軽減し、安心して働ける環境を構築します。今後、労働人口がますます減少していくなか、この制度を有効活用し、採用において優秀な人材確保につなげ地域への移住・定住促進を図ります。

## —対象企業—

- ①中小企業者（中小企業基本法に規定する者で法人に限る）
- ②市内に本社・本店を置いていること
- ③奨学金返済支援を実施しており、就業規則や賃金規程などに定めがあること
- ④市税の滞納がないこと

※ただし、次に該当する方は交付の対象外となります。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は警察当局から排除要請のある者
- ・補助金の交付申請をする時点において廃業している者

## —対象となる従業員—

- ①令和5年4月1日以後に雇用されたこと（申請年度の末日において30歳未満）
- ②正規雇用者であり、期間の定めがなく雇用されていること
- ③返済中の奨学金が次のいずれかに該当すること
  - ・日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金
  - ・日本学生支援機構が貸与する第二種奨学金
  - ・その他市長が適切と認める公的機関の貸与型奨学金

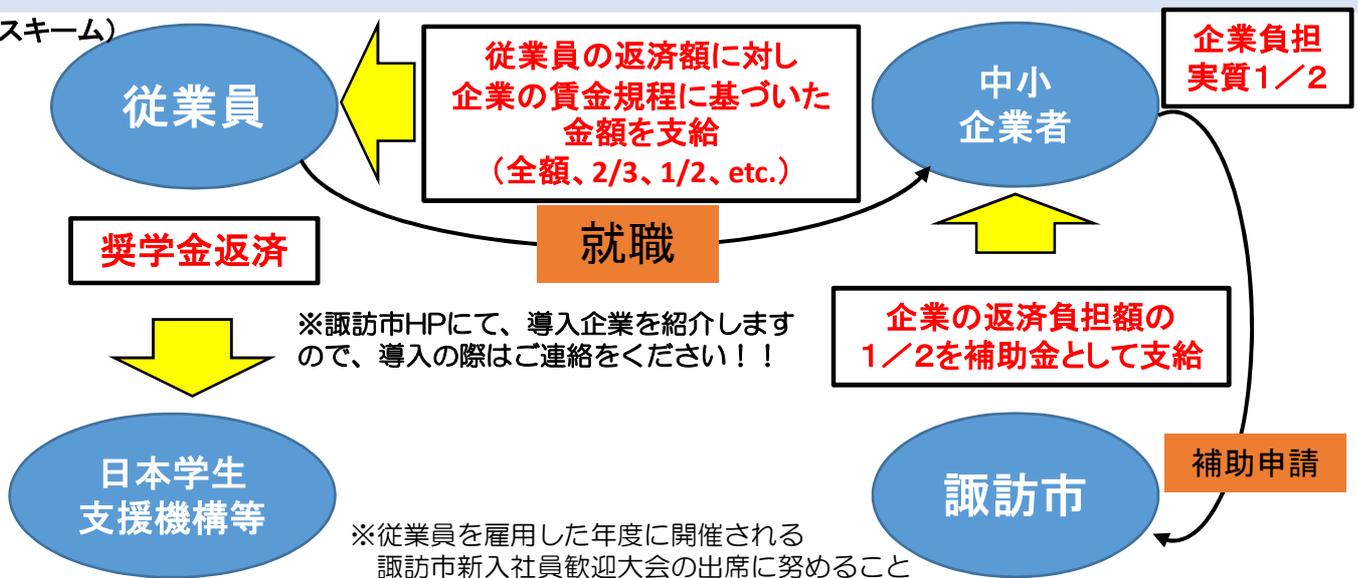
## —補助額、補助率、補助期間—

補助額：10万円上限（従業員1人あたり年額）

補助率：1/2

補助期間：雇用した年度から3会計年度

（事業スキーム）



## —申請の流れ—

